

保証委託約款

第1条（保証委託の範囲）

- 私が山梨中央保証株式会社またはSMBCファイナンスサービス株式会社（以下「保証会社」という）に保証を委託する債務の範囲は、株式会社山梨中央銀行（以下「銀行」という）と締結した金銭消費貸借契約（以下「原契約」という）に基づき、銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、私と保証会社との保証委託契約（以下「本契約」という）に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定した後、私と銀行との間で原契約が成立したときに効力が生じるものとします。

第2条（代位弁済）

- 私が銀行との原契約に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
- 私は保証会社が求償権を行使するときは、本契約の各条項のほか、私が銀行との間に締結した原契約の各条項を適用されても異議ありません。

第3条（求償の範囲）

保証会社が保証債務を履行したときは、私は保証会社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- 保証会社の履行金額
- 保証会社の保証債務履行のために要した金額
- 保証会社の保証債務履行日翌日から完済に至る日までの期間について代位弁済額に対する年14%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金
- その他保証会社の私に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用およびこの取引から生じた一切の費用（訴訟費用および弁護士費用を含む）

第4条（弁済の充当順序）

この取引による債務および保証会社と他の取引による債務がある場合にはその債務を含めて、弁済金が私の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して私は異議を述べないものとします。

第5条（求償権の事前行使）

- 私に次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は第2条第1項の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。
 - 仮差押、仮処分、強制執行、競売、公租公課の滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到着したとき、民事再生手続開始、破産手続開始等の裁判上の倒産処理手続開始の申立てをしたとき、または申立てを受けたとき、任意整理もしくは法的整理の開始を保証会社に通知したとき
 - 振出した手形、小切手が不渡りとなったとき、もしくは電子記録債権が支払い不能となったとき
 - 被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - 銀行または保証会社に対する他の債務が期限の利益を喪失したとき
 - 銀行または保証会社に対する住所変更の届出を怠る等私の責めに帰すべき事由によって保証会社において私の所在が不明となったとき
 - その他保証会社において、私または連帯保証人に対する求償権保全のために必要と認めた事実が発生したとき
 - 私が第11条第1項に定める暴力団員等もしくは各号のいずれかに該当し、または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をなし、もしくは同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- 私は、保証会社が前項各号により求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。
- 私は、第1項各号のひとつにでも該当していることを保証会社が銀行に通知しても異議はありません。

第6条（担保、保証人）

- 私は、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社の請求によって直ちに保証会社の承認する担保を差し入れ、または連帯保証人を立てるものとします。
- 私は、保証会社が前項の保証人（包括承継または債務引受によりその地位を取得した者を含む）の一部に対して履行の請求を行った場合は、私に対しても請求の効力が及ぶものとするに予め同意します。
- 私は、第1項の保証人から保証会社に対して請求があったときは、保証会社が、保証人に対し、民法第458条の2所定の情報（主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たる全てのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報）を提供することに予め同意します。

第7条（中止、解約）

- 私が第5条の各項各号の一つに該当したとき、その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約できるものとします。
- この取引が前項により中止または解約された場合にも、保証会社の保証債務は、私が既に個別に借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続します。
- 第1項により保証会社から中止または解約の通知をしたときは、前項の定めにかかわらず私は直ちに被保証債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社に負担をかけるものとします。

第8条（届出事項の変更）

- 私は氏名、住所、印鑑、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって保証会社に届出するものとします。
- 前項の届出を怠ったために、保証会社がした通知または送付した書類等が、延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第9条（報告および調査）

- 財産、債務、経営、業況、勤務先、収入、この取引による借入金の使途等について保証会社が請求したときは、私は直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 財産、債務、経営、業況、勤務先、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、私は保証会社から請求がなくても直ちに報告するものとします。
- 保証会社の求償権の行使に影響がある事態が生じたとき、または生じるおそれがあるときも前項と同様とします。

第10条（公正証書の作成）

私は、保証会社から求められたときは、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第12条（保証料・手数料）

私は、被保証債務の元本額に対する保証会社の定める割合の保証料と、保証会社の定める手数料を保証会社の定める方法により支払います。

第13条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

第14条（個人情報の取扱いに関する同意）

私は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

第15条（履行の請求の効力）

保証会社が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、私およびその他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第16条（合意管轄裁判所）

私は、この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、保証会社の本社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第17条（成年後見人等の届出）

- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに任意成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。
- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。
- 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に保証会社に届け出るものとします。
- 私またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって保証会社に届け出るものとします。
- 前4項の届け出の前に生じた保証会社の損害については、私の負担とします。

第18条（約款の変更）

法令の改正、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の相当の事由があるときは、保証会社は、ホームページへの掲載その他の適切な方法で変更内容を公表すること等により、合理的な範囲で、この約款の変更をすることができるものとします。なお、この約款の内容は保証会社と銀行との保証に関する契約書が改定されたときは、本条に従って変更されるものとします。